

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和6年2月7日

高知県警察本部長
高清水 善弘

記

1 公募に付する事項

本業務は、取得時講習業務委託の募集であり、現在の契約者以外に「2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者に対して、参加意思確認書の提出を求めるものである。

なお、応募要件を満たす申込者があった場合は、随意契約による契約手続を行うことを予定している。

業 務 名	期 間	備考
取得時講習業務委託	令和6年4月1日 ） 令和7年3月31日	

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 別添1「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」（以下この項において「認定審査」という。）に掲げる次の基準を満たした者であること。
 - 認定審査第2の「1 取得時講習及び原付講習」に規定する一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められる者
 - 認定審査第3「公安委員会の認定要件」の1から4までの要件を満たしていること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 高知県から物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- 契約を完全に履行する体制及び能力を備えている者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 公募に参加するために必要な高知県公安委員会の認定審査

令和6年度に実施予定の取得時講習業務委託に係る公募に参加を希望する者は、事前に「高知県公安委員会の認定」を受ける必要がある。

(1) 日程

- 認定書類交付：令和6年2月7日（水）～同年2月21日（水）（15日間）
- 認定審査受付：令和6年2月14日（水）～同年2月21日（水）（8日間）
- 認定審査：令和6年2月22日（木）～同年2月26日（月）（5日間）

(2) 申請書類、提出要領等

認定を受けるために必要な書類の入手方法、認定申請するための書類の提出方法については、別添1「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」の第5「申請手続」に記載のとおり。

4 公募手続等の問い合わせ先、参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

ア 業務の認定基準に関する事項

〒781-2120 吾川郡いの町枝川200
高知県警察本部交通部運転免許センター 試験係
電話番号 088-893-1221 内線351

イ その他の事項

〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4-30
高知県警察本部会計課 用度係
電話番号 088-826-0110 内線2231

(2) 参加意思確認書の提出期限及び場所

別添2の様式により、令和6年3月1日（金）午後5時までに、上記(1)のイまで提出すること。

(3) 公募参加者は、高知県警察本部担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

5 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格がない者の参加意思確認書等は無効とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(3) 令和6年度高知県一般会計当初予算が議決されなかった場合は、募集を中止することとし、公募参加者には別途通知する。また、募集中止によって発生した公募参加者の費用について、県は負担しない。

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

別添 1

令和 6 年 2 月

令和 6 年度
取得時講習等の委託に関する
高知県公安委員会認定審査について

高知県警察本部交通部運転免許センター

令和6年度
取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について

令和6年度における取得時講習、原付講習業務及び仮運転免許関係業務は、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認定した法人に委託するものです。

従って、本業務の委託契約を希望する方は、下記のとおり、公安委員会が行う審査を受け、適格と認定されることが必要です。

注) 上記「法人」については、法人格を有するものであればその種類を問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊法人、非営利法人(NPO法人)、さらには、市町村等地方公共団体も含まれます。

記

第1 委託する業務

1 取得時講習業務

取得時講習は、道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に基づき、運転免許の取得を希望する者のうち、運転免許センターの技能試験を合格した者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

2 原付講習業務

原付講習は、法第108条の2第1項第6号に基づき、原付免許を受けようとする者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

3 仮運転免許証関連業務

法第87条第1項に規定する仮運転免許試験を受けようとする者に対する仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付等の補助業務及びこれに付随する事務をいいます。

第2 委託を受けることができる者

1 取得時講習及び原付講習

法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3により「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めるもの」となります。

2 仮運転免許証関係業務

法第108条第1項及び府令第31条の4の2により「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人」となります。

第3 公安委員会の認定要件

1 人の目的

道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。

2 組織

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が以下に該当する者でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

カ 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者

(2) 主たる事務所を県内に有し、職員を専従させることができること。

(3) 部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。

(4) 責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。

(5) 責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

(6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

3 設備

業務を適正かつ確実にを行うために必要な施設その他の設備並びに車両等が整備されていること。

4 能力

(1) 業務を行うために必要な能力を有する者が必要数以上置かれていること。

(2) 令和6年4月1日から、委託業務を確実に履行できること。

第4 認定のための事前提出書類

1 定款

2 役員の名簿、生年月日及び住所を記載した名簿

3 役員が下記のいずれかに該当する者でないことを誓約する書面（別記第1号様式）

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

(2) 禁固以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、

第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者
- 4 組織体制に関する一覧表（事務分掌表等）
 - 5 個人情報保護規定の写し又はこれに係る遵守契約書
 - 6 管理する車両及び資器材の一覧表
 - 7 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）

第5 申請手続

1 申請資料の配付・提出及び問い合わせ先

高知県警察本部交通部運転免許センター講習係
〒781-2120 高知県吾川郡いの町枝川200番地
電話番号088-893-1221（内線371）

2 提出方法

申請資料は前記1の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付して下さい（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）。

3 提出部数

1部

第6 審査要領

審査については、別記第2号様式の公安委員会認定審査書及び別記第3号様式の公安委員会認定申請書添付書類チェック表により行います。

第7 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、認定の場合は別記第4号様式を郵送し、不認定の場合は別記第5号様式を郵送します。

第8 その他申請資料の様式

申請資料の様式については、別記のとおりです。

第1号様式

誓約書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とする者でないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者

高知県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

法人の名称

代表者氏名

公安委員会認定審査書

※ 認定審査の根拠

● 取得時講習及び原付講習

【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

● 仮運転免許証作成・交付補助業務

【道路交通法第108条第1項】

公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

【道路交通法施行規則第31条の4の2】

道路交通法第108条第1項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。ただし、国家公安委員会規則で定める免許関係事務については、当該免許関係事務の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該免許関係事務の業務を行うために必要な数以上置かれている法人に限るものとする。

申請 法人	法人の名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者の 本籍所 住りがな ふりがな 氏名 生年月日		
審査内容		審査結果	確認書類
○ 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否	定款
○ 免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。		適・否	定款

○ 当該講習を行うのに必要な組織、設備及び能力を有していること。				
組 織	役員が、次のいずれかに該当する者でないこと。			
	1	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ハ 集团的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ヘ 精神機能の障害により業務を適性に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
	2	主たる事務所を県内に有すること。	適・否	定款
	3	部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。	適・否	組織体制表
	4	責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。	適・否	組織体制表
5	責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。	適・否	組織体制表	

組織	6	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。	適・否	当該規程の写し 又は遵守誓約書
設備	7	講習の業務に必要な資機材等を証明する書面	適・否	管理車両等一覧表
能力	8	当該講習における指導に必要な能力を有する者等が必要数以上置かれていること。	適・否	組織体制表等
	9	令和6年4月1日から、委託業務を同日から確実に履行できる者であること。	適・否	管理車両等一覧表 組織体制表等
最終審査結果				

審査年月日	令和 年 月 日
審査担当者	交通部運転免許センター 講習担当補佐 警部

第3号様式

公安委員会認定申請書添付書類チェック表		
受理番号	申請者	
	法人の名称	
	代表者氏名	

認定確認資料		適否欄
1	定款	適 ・ 否
2	役員の氏名及び住所を記載した名簿	適 ・ 否
3	役員全員が欠格事項に該当しないことを誓約する書面(第1号様式)	適 ・ 否
4	組織体制に関する一覧表(事務分掌表等)	適 ・ 否
5	個人情報保護規定の写し又はこれに係る遵守契約書	適 ・ 否
6	管理する車両及び資器材の一覧表	適 ・ 否
7	財務諸表(前年度の収入が記載されているもの)	適 ・ 否

注：上記2の書類は、申請日前1月以内に発行された原本又は写しとする。

審査年月日 令和 年 月 日 審査担当者 交通部運転免許センター 講習担当補佐 警部
--

第4号様式

公委免発第 号
令和 年 月 日

様

高知県公安委員会 印

令和6年度取得時講習業務等の委託に関する高知県公安委員会認定
審査について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたみだしの件につきましては、審査の
結果、下記のとおり適格と認定しましたので通知します。

記

1 認定した法人

主たる事業所の住所
法人の名称
代表者の氏名

2 認定した業務

- (1) 取得時講習業務
- (2) 原付講習業務
- (3) 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務

3 認定番号

令和 年第 号

4 認定年月日

令和 年 月 日

5 認定期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

6 注意事項

認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があつたときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を高知県公安委員会に提出すること。

様

高知県公安委員会 印

令和6年度運転免許に係る講習業務の委託に関する高知県公安委員会認定審査について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたみだしの件につきましては、審査の結果、下記のとおり不適格と認定しましたので通知します。

記

- 1 不適格とした法人
主たる事業所の住所
法人の名称
代表者の氏名
- 2 不適格とした業務
 - (1) 取得時講習業務
 - (2) 原付講習業務
 - (3) 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務
- 3 不適格と判断した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別添 2

参加意思確認書

令和 年 月 日

高知県警察本部長 高清水 善弘 様

住所

氏名

印

私は、令和6年2月7日付けで公募のあった下記業務の公募要領において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので、参加意思確認書を提出します。

記

1 業務名（参加を希望する業務の□をチェック）

- 取得時講習業務委託（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- 原付講習業務委託（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務
（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）

2 添付書類

「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」における審査結果として通知される別記第4号様式の高知県公安委員会認定審査に関する通知の写し

業務委託契約書（単価契約）【案】

- 1 委託業務名 取得時講習業務
- 2 契約期間 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日
- 3 委託料 別紙単価表のとおり
- 4 契約保証金 納付（ 円 ） ・ 免除
- 5 成果物 有り ・ 無し
- 6 著作権の帰属 委託者 ・ 委託者と受託者共有 ・ 受託者 ・ 無し
- 7 遅延利息又は延滞違約金の率（第21条第2項及び第3項） 年2.5%
- 8 個人情報等取扱特記事項 有り ・ 無し
- 9 特記事項

上記の業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

委託者 高知県
契約担当者 高知県警察本部長 高清水 善弘

受託者 住所
氏名

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
 - 3 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間中、甲の発注のあるごとに、履行期限内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。ただし、契約の目的物（以下「成果物」という。）が有る場合は、乙が成果物を甲に引き渡した後、甲は、その委託料を乙に支払うものとする。
 - 4 乙は、この契約書及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）に従って、委託業務を履行しなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(仕様書等に関する通知義務)

- 第2条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約書に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
 - 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。
 - 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、甲が高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

- 第4条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、委託業務が完了した後において、この委託業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この委託業務が完了した後に第22条、第28条、第28条の2及び第28条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(法令上の責任)

第6条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第7条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第23条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(個人情報等の保護)

第8条の2 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(グリーン購入等)

第10条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第11条 乙は、委託業務の内容が仕様書等又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第12条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(委託業務の調査等)

第13条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。

(事情変更)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不適當となったときは、協議して契約を変更することができる。

(乙の請求による履行期限の延長)

第16条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限内（甲が発注ごとに指定する履行期限又は仕様書に定める履行期限をいう。第21条第1項及び第23条第1項第2号において同じ。）に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期限の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による契約期間又は履行期間の短縮)

第17条 甲は、特別の理由により契約期間又は履行期間を短縮する必要があるときは、契約期間又は履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第18条 成果物が有る場合は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。成果物が無い場合は、委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、成果物の有無にかかわらず、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(第三者に対する賠償責任)

第18条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(検査及び引渡し)

第19条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。ただし、成果物が有る場合は、乙は、履行期限までに業務完了報告書等を成果物とともに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書等を受領した日から10日以内に仕様書等に定める内容に基づき委託業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格と認められ、補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。
- 4 成果物が有る場合、成果物の引渡しは、前2項の規定による検査又は再検査に合格したときに行われたものとする。
- 5 成果物が有る場合、成果物の所有権は、前項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

(委託料の支払)

第20条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第21条 乙が履行期限内に委託業務を完了することができない場合においては、乙は、甲に対して、第27条第1項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙が委託業務を完了できない理由が乙の責めに帰することができない事由によるもので

- あるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。
- 2 前項の延滞違約金の額は、当該履行遅滞部分に係る委託料につき、遅延日数に応じ、「7 遅延利息又は延滞違約金の率」の割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。
 - 3 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、「7 遅延利息又は延滞違約金の率」の割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
 - 4 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

（契約不適合責任）

- 第22条 甲は、仕様書等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。
 - （1） 履行の追完が不能であるとき。
 - （2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3） 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4） 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、第27条の規定による損害賠償の請求並びに第23条、第23条の2及び第23条の3の規定による解除権の行使を妨げない。
 - 6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の解除権）

- 第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- （1） 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - （2） 履行期限内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - （3） 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - （4） 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - （5） 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - （6） この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の支払総額（契約期間中において、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 第2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第23条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
- イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第7条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第23条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わな

いものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第28条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 第23条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（甲によるその他の解除権）

- 第24条 甲は、委託業務が完了するまでの期間は、第23条第1項、第23条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

- 第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第14条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第14条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除後の出来高払）

- 第26条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している委託業務のうち、甲の検査に合格し、かつその引渡しを受けることによって甲が利益を受ける部分（以下この項において「出来高」という。）があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出来高に相応する委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第27条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 甲は、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第23条第2項に定める（第23条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第28条 乙は、第23条の3第1項各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の支払総額（契約期間中にある場合は、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第23条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第23条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息（次項において「賠償金等」という。）を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
 - 4 前3項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
 - 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第28条の2 乙は、第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、委託料の支払総額（契約期間中にある場合は、支

払実績額及び残存期間における支払推計額)の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号(複数該当する場合はそれぞれの号)に定める額を違約金額から減額した額とする。

- (1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員(以下この条において「違約罰対象構成員」という。)以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合(第3号において「出資割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)
 - (2) 乙(乙が共同企業体である場合を除く。)がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。)である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)
 - (3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員(過去に違約罰対象構成員であった者も含む。)は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
 - 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
 - 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

第28条の3 乙(乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(損害金等の徴収)

第29条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金(以下この項において「損害金等」という。)を甲の指定する期間(第28条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第28条の2に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に、甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときは、甲は、当該委託料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第30条 第21条第2項及び第3項、第28条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(成果物の著作権が甲に帰属する場合の取扱い)

第31条 成果物の著作権が甲に帰属するときは、委託業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を利用して甲の業務を実施すること。
 - (3) 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 3 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- 4 乙は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 5 乙は、甲に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- 6 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果物の著作権が甲乙共有に属する場合の取扱い)

第32条 成果物の著作権が甲乙共有に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって甲乙共有に属するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、前条第2項第1号から第3号までに掲げる成果物の利用を許諾するものとし、甲以外の第三者に許諾しないものとする。
- 3 乙は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 4 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が甲乙共有に属する場合に準用する。

(成果物の著作権が乙に属する場合の取扱い)

第33条 成果物の著作権が乙に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって乙に属するものとする。

- 2 第31条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が乙に属する場合に準用する。

(契約の費用)

第34条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第35条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託の期間

(3) 再委託の相手方

(4) 再委託が必要である理由

(5) 再委託で取り扱う個人情報等

(6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容

- (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第8 乙は、この委託業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集及び保管の制限)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

- 第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。
- 4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をす

ることができる。

(事故報告)

第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(損害賠償)

第19 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

月額精算に係る特記事項

(委託料の請求)

第1条 乙は、契約書第19条第1項の規定にかかわらず、仕様書第18に定めるところにより1か月分の委託業務を完了し、検査に合格したときは、当該月分の委託料の支払いを、仕様書の別記第30号様式「請求書」により、甲に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第2条 甲は、前条の規定により請求書を受領した日から30日以内に請求のあった委託料を支払うものとする。

単価表【案】

講 習 種 別	単価 (うち消費税額及び地方消費税額)
大型車講習	円 (円)
中型車講習	円 (円)
準中型車講習 (普通免許保有者)	円 (円)
準中型車講習 (普通免許非保有者)	円 (円)
普通車講習	円 (円)
大型二輪車講習	円 (円)
普通二輪車講習	円 (円)
旅客車講習	円 (円)
応急救護 (一)	円 (円)
応急救護 (二)	円 (円)

高知県警察本部長 様

受託者 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

印

「取得時講習業務委託」契約に関する個人情報等の責任体制等について、下記のとおり報告します。

記

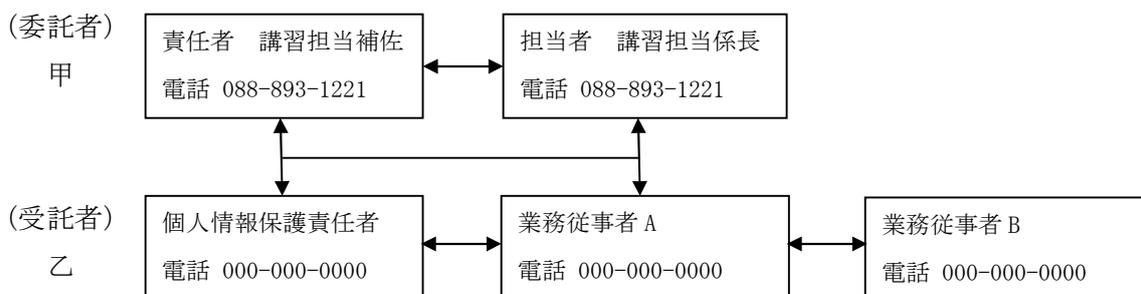
1 責任体制等に関する事項

業務責任者	(所属・役職)	
業務従事者	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
業務従事者への教育方法	(具体的に記入)	

2 個人情報等の管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	

3 事故発生時の連絡体制



取得時講習業務委託仕様書

(各指定自動車教習所共通)

第1 委託業務名

取得時講習業務

第2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第3 委託業務実施場所

講習を行うために、必要な施設及び設備機器並びに車両等その他の設備が整備されたもので、受託者が確保した場所並びに高速道路（高速自動車国道及び自動車専用道路）等とする。

第4 委託業務予定件数

- 1 大型車・中型車講習 5件
- 2 準中型車講習 10件
- 3 普通車講習 80件
- 4 大型二輪車講習 1件
- 5 普通二輪車講習 2件
- 6 旅客車（大型・中型・普通）講習 7件
- 7 応急救護処置（第一種）講習 70件
- 8 応急救護処置（第二種）講習 7件

注：あくまで委託期間中の見込み件数であり、必ず上記の件数の申請があることを約束するものではない。

第5 委託業務の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2の規定により、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許を受けようとする者（以下「受講者」という。）に対し、それぞれ法第108条の2に規定されている講習（以下「取得時講習」という。）を行うもの。

第6 委託業務内容

1 大型車講習

法第108条の2第1項第4号に掲げる講習のうち大型免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

2 中型車講習

法第108条の2第1項第4号に掲げる講習のうち中型免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を

除く。)

3 準中型車講習

法第108条の2第1項第4号に掲げる講習のうち準中型免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

4 普通車講習

法第108条の2第1項第4号に掲げる講習のうち普通免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

5 大型二輪車講習

法第108条の2第1項第5号に掲げる講習のうち大型二輪免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

6 普通二輪車講習

法第108条の2第1項第5号に掲げる講習のうち普通二輪免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

7 大型旅客車講習

法第108条の2第1項第7号に掲げる講習のうち大型第二種免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

8 中型旅客車講習

法第108条の2第1項第7号に掲げる講習のうち中型第二種免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

9 普通旅客車講習

法第108条の2第1項第7号に掲げる講習のうち普通第二種免許試験に合格した者に対する講習（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

10 応急救護処置講習

法第108条の2第1項第8号に掲げる講習で、大型免許試験、中型免許試験、準中型免許試験、普通免許試験、大型二輪免許試験、普通二輪免許試験、大型第二種免許試験、中型第二種免許試験又は普通第二種免許試験に合格した者（当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者を除く。）

第7 取得時講習業務の委託範囲

取得時講習業務の委託範囲は、次のとおりとする。

- 1 講習計画に関すること。
- 2 講習受講申出書の受理に関すること。
- 3 道路交通法施行規則第38条第4項、同条第5項、同条第7項及び同条第8項に定められた講習の実施に関すること。
- 4 取得時講習終了証明書の作成に関すること。
- 5 講習実施結果の報告に関すること。
- 6 手数料の徴収に関すること。

第8 委託業務実施時期

講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

第9 委託業務実施日

受講申出者に対して、遅滞なく実施すること。

第10 基本的留意事項

1 講習指導員

講習指導員は、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保すること。

2 講習指導員の要件

講習指導員の要件は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 大型車講習

ア 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「16年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者

イ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として都道府県公安委員会が認めるものを修了した次の者

(ア) 道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の道路交通法（以下「平成5年改正前の道路交通法」という。）第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

(イ) 平成16年改正法による改正前の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平

成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。)で大型免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(2) 中型車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(3) 準中型車講習

ア 道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。)による改正後の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(準中型)の交付を受けている者

イ 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第285号)附則第4条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者

ウ 平成27年改正法による改正後の道路交通法第99条の3第4項第1号に該当する者(準中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(4) 普通車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通)の交付を受けている者

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修

了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(5) 大型二輪車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(6) 普通二輪車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則第9条の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている者

エ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(7) 大型旅客車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（大型二種）の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(8) 中型旅客車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（中型二種）の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型二種免許に係るも

のを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(9) 普通旅客車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（普通二種）の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(10) 応急救護処置講習

講習に対応した免許に係る応急救護処置講習に従事する指導員として認定された者

第11 実施要領

1 講習受講者の管理等

(1) 細則第17条の4第1項別記様式第15号の2の取得時講習受講申出書（第1号様式）及び取得時講習資料によって本人であることを確認して講習を実施すること。

(2) 受講の申出を受理した場合には、実施日等を免許センターへ連絡するとともに、取得時講習受講申出受理簿（第2号様式）を作成して申出者に通知し、その状況を明らかにしておくこと。

(3) 講習を終了した者に対し、公安委員会が準備するそれぞれの講習終了証明書（第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号様式）に必要事項を記載した後に発行すること。

なお、再交付をする場合は、取得時講習終了証明書交付簿により確認をし、再交付をすること。この場合、証明書が再交付であることを明確にするため再交付と朱書きすること。

(4) 講習を終了した際には、それぞれの講習終了証明書交付簿（第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号様式）を作成し、その状況を明らかにすること。

(5) 手数料の徴収

講習の実施日には、受講者から申出書とともに高知県警察手数料徴収条例（平成12年県条例第32号）第16条に定める取得時講習の額に相当する高知県収入証紙を納付させて受理するものとする。

2 講習実施上の留意事項

(1) 大型車講習及び中型車講習

ア 講習指導員数

各講習項目における講習指導員の数は、別添1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準を満たしていること。

イ 講習の内容

講習は、別表1「大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」及び別添1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

また、講習においては、別添1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に基づき課題を設定して行うこと。

ウ 使用車両

大型車講習にあつては、大型自動車（貨物自動車に限る。）を、中型車講習にあつては、中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用すること。

(2) 準中型車講習

準中型免許を受けようとする者で、受講時において普通免許を受けている者に対しては、準中型自動車を使用した講習のみを実施し、受講時において普通免許を受けていない者に対しては準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習を実施すること。

ア 講習指導員数

準中型自動車を使用した講習の講習指導員の数は、別添2「準中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準を満たすこと。

普通自動車を使用した講習の実技における講習指導員は、1グループ3名以内の受講者に対し1名を基準とする。

イ 講習の内容及び方法

(ア) 現に普通免許を受けている者

講習は、別表2「準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」の「1 準中型自動車を使用した講習」及び別添2「準中型車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

(イ) 現に普通免許を受けていない者

講習は、第11の2(2)イ(ア)の準中型自動車を使用した講習を実施するとともに、別表2「準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」の「2 普通自動車を使用した講習」及び別添3「普通車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

普通自動車を使用した講習については、講習指導員1名に対し3名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入すること。

また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

(ウ) 聴覚障害者に対する講習

聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車及び普通自動車に限定し、かつ、道路交通法施行規則第23条第1項(平成23年内閣府令第50号)の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等(以下「特定後写鏡等」という。)を使用すべきこととする条件(以下「特定後写鏡等条件」という。)が付される者に対する別表2に掲げる「危険を予測した運転(実技)」については、単独講習を実施すること。

また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転(討議)」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施しても差し支えない。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測した運転(実技)」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。

ウ 使用車両

準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車(貨物自動車に限る。)を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用すること。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用すること。

(3) 普通車講習

ア 講習指導員の数

実技における講習指導員は、1グループ3名以内の受講者に対し1名を基準とすること。

イ 講習内容

講習は、別表3「普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添3「普通車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

ウ 講習の方法

- (ア) 講習においては、別添 3「普通車講習指導要領」に基づき課題を設定して行うとともに、講習指導員 1 名に対し 3 名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入すること。

また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

- (イ) 聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を普通自動車に限定し、かつ、特定後写鏡が付される者に対する「1 危険を予測した運転（実技）」については、別表 3 に掲げる講習内容を実施する必要があることから、単独講習を実施すること。

また、実車講習を踏まえて行われる「2 危険予測ディスカッション」についても、別表 3 のとおり、特定後写鏡条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員 1 名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えない。

エ 使用車両

普通車の乗用車を使用すること。

ただし、特定後写鏡条件が付される者に対する講習には、特定後写鏡を車室内において使用すること。

(4) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 講習指導員の数

- (ア) 実技における講習指導員は、受講者 3 名以内に対し 1 名を基準とする。

なお、講習指導員が 2 名以上となる場合は、中心となる主任の講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。

- (イ) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

イ 講習の内容

講習は、別表 4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添 4「大型二輪車講習及び普通二輪車

講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

ウ 講習の方法

講習においては、別添4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領」に基づき課題を設定して行うこと。

エ 使用車両

大型二輪車講習にあつては、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車を使用し、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上のAT大型二輪車を使用すること。

普通二輪車講習にあつては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車を使用し、AT限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.300リットル以上のAT普通二輪車を使用すること。

小型限定普通二輪車講習にあつては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下の小型限定二輪車を使用し、AT小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のAT小型限定普通二輪車を使用すること。

(5) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員の数は、別添5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に定める基準により行うこと。

イ 講習の内容

講習は、別表5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

また、講習においては、別添5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に基づき課題を設定して行うこと。

ウ 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通乗用自動車を使用すること。

(6) 応急救護処置講習

ア 講習指導員の数

講習指導員は、受講者10人以内に対し1人を基準とする。

イ 講習の内容

講習は、次の免許の種類により、それぞれの細目に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

- (ア) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許を受けようとする者に対する応急救護処置講習（以下「第一種免許に係る応急救護処置講習」という。）別表6「第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」
- (イ) 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置講習（以下「第二種免許に係る応急救護処置講習」という。）別表7「第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」

ウ 講習の方法

実技のうち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸については、模擬人体装置を使用することとし、次の割合で使用すること。

- (ア) 第一種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）の割合であること。
- (イ) 第二種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児1体の割合とする。

(7) 模擬人体装置

講習に使用する模擬人体装置は、別表6「第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別表7「第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に対応したものであり、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用すること。

ア 全身の模擬人体装置

心臓マッサージ（胸骨圧迫）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- (a) 体と同じような感覚で胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施できる構造であること。

(b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

(a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

(b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

(a) 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

(b) (a)の胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

(c) 呼気が逆流しない構造であること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(8) 留意事項

当該講習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に万全を期すこと。

ア 実習前にうがい、手洗いを実施させること。

イ 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習をおこなわせる場合には、受講生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施させること。

ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。

エ 受講時に、顔面や口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

オ 実習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

第12 大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用

別添6「大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用に関する細目」により実施すること。

第13 講習効果の確認等

1 講習効果の確認

講習終了に際し、その結果を確認し習得状況が良好でない者については、

再度講習を受けるよう勧奨すること。

なお、再講習の際には前回で未習得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないこと。

2 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び講習会を開催し、知識の向上に努めること。

3 事故防止等

それぞれの講習における実技に当たっては、各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、講習中の事故に関し、傷害保険等に参加すること。

第14 天候不順時の対応

大型二輪車講習及び普通二輪車講習については、降雪等の悪天候により予定していた講習が困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させること。

また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習については、講習項目5「悪条件下での運転」、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習については、講習項目4「悪条件下での運転」において、場内コース又は道路において実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、安全が確保されている場合に限ること。

第15 協議等

受託者は、取得時講習の実施について公安委員会の指導を受けるほか、実施に当たって疑義が生じたときは相互に協議を行うものとする。

第16 簿冊の備え付け

受託者は、備付簿冊として、取得時講習受講申出書、取得時講習受講申出受理簿、各講習実施簿及び取得時講習終了証明書交付簿を備えつけて取得時講習の実施状況を明らかにしておかなければならない。

第17 実績報告及び検査等

1 実績報告

(1) 取得時講習の実施結果報告

講習を実施したときは、講習の実施ごとに、取得時講習実施報告書（第27号様式）を作成し、それぞれの講習実施簿とともに報告すること。

また、一月分を翌月10日までに取得時講習実施報告書（第28号様式）により報告すること。

なお、報告の際、委託先から送付した運転免許試験合格者に係る取得時講習資料等を返送すること。

(2) 高知県収入証紙の確認

第11の1の(6)の規定により受理した「高知県収入証紙」は、別記第29

号様式「高知県収入証紙納付書(運転免許関係)」に貼付し、公安委員会の確認を受けること。

2 委託業務の検査等

運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、前記1による実施報告書を受理したときは、速やかに検査を行うものとし、検査に合格しないときは、受託者に対して指定する期間内に修正を指示するとともに、受託者は当該期間内までに補正を完了して再検査を受けるものとする。

第18 委託料の請求

前記第17に掲げる検査に合格したときは、請求書（第30号様式）を作成し、免許センター長を経由して警察本部長に請求するものとする。

第19 受託に当たっての留意事項

1 受託者は、委託業務が適正に執行されるよう免許センター長が行う指導監督に従うこと。

また、免許センター長は必要に応じて随時に検査を行うものとし、受託者は、検査を受けるに当たって免許センター長の要求に応じて、必要な書類等を提示しなければならない。

2 受託者は、業務に必要な研修会を開催し、講習指導員の資質の向上に努め、委託業務の充実を図ること。

また、運転免許センターが行う講習及び検査に関する研修等を受けさせること。

3 講習中に事故等特異事案が発生した場合は、直ちに公安委員会に報告すること。

4 個人情報 の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。

第20 その他

1 取得時講習受講義務の免除者（別紙1）参照

2 取得時講習実施要領の手引き（別紙2）参照

別表 1

大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

類	試	講習科目	講習細目	講習内容	時間	
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1	
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車及び中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1	
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1	
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1	
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。		
備考		休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。			合計	4

別表 2

準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

1 準中型自動車を使用した講習

類	試	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭において適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。					合計 4

2 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

類	試	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路で運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合計	4

別表 3

普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

類	試	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合計	4

別表 4

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

斌	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時間	
実 技	1 危険を予測した 運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1	
討 議 ・ 講 義	2 危険予測ディス カッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1	
	3 二人乗り運転に 関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。		
実 技 ・ 実 車	4 ケース・スタデ ィ (交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ・直進する場合 ・右折する場合 ・左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	1	
	5 交通の状況及び 道路環境に応じた 運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。		
備考	休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。			合 計	3

別表 5

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

種	別	講習科目	講習細目	講習内容	時間	
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2	
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1	
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1	
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1	
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 児童・幼児の保護 ・ 高齢者の保護 ・ 子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 ・ 高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 身体障害者の保護 ・ 身体障害者の乗降時の対応	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	1	
備考		休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計	6

別表 6

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

試	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時間
講	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生 法 の中止、救命の連鎖について指導する。	
実 技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導	

実 技	(7) 人工呼吸 (8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環） (9) 気道異物除去 (10) 止血法	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。 		
	7 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
備考	休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。		合計	3

別表 7

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

括	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時間
講 義	1 応急救護処置 とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を 図るとともに、応急救護処 置の重要性について理解さ せる。	1
	2 実施上の留意 事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全 確保と傷病者の状態の悪化 防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の 特徴	○ 交通事故発生時の救急体 制について具体的に説明す る。	
	4 具体的な実施 要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) A E Dを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限 必要な基礎知識について、 教本を用いて理解させる。 A E Dを用いた除細動に ついては、その概要、A E Dの設置場所及び一般向け の講習について、教本等を 用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の 連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者に 対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応 要領について理解させる。	1
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実 技	7 傷病者の観察 ・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出 す場合 (3) 路上に倒れている人を 運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさ せる。	1

別添 1

大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転講習細目	指導要領
1 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
2 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
3 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。</p> <p>(2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。</p> <p>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。</p> <p>(4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。</p> <p>2 講習指導員の数 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。</p> <p>3 使用車両</p> <p>(1) 大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車又は準中型自動車を使用して行うことができる。</p> <p>(2) 中型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、準中型自動車を使用して行うことができる。</p>	

2 危険を予測した運転講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	大型自動車及び中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 観察学習（自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習。以下「観察学習」という。）及び、コメンタリードライビング（受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉</p>	

でコメントすることによる講習。以下「コメンタリードライビング」という。)を行うこと。

また、観察学習についてのみ、複数講習（自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人又は2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習。以下「複数講習」という。）又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、講習指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行う（以下「集団講習」という。）ことができるものとする。

- (2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。
- (3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。
- (4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
 - イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。

2 講習指導員の数

観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記(1)に基づく講習指導員数とする。

3 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。	
(2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。	
(3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。	
(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。	

4 夜間の運転	
講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。

3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法	
(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。	
(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。	
(3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る）講習方法により実施すること。 なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。	
(4) 本講習については、次のことに留意すること。 ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。 イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。 また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。 ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。	
2 講習指導員の数	
(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。	
(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。	

5 悪条件下での運転	
講習細目	指 導 要 領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法	
(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。	
(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。） ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限	

る。)

- (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。

2 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

3 使用車両

- (1) 大型車講習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (2) 中型車講習にあつては、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

別添2

準中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性 を 理 解 し た 運 転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 運転操作が貨物に与 える影響を理解した運 転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操 作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得 させる。
2 貨物の荷崩れ、転落 防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線 変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう 訓練する。
3 荷重が運転操作に与 える影響を理解した運 転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと 並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それ に応じた運転を修得させる。
講 習 実 施 要 領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。</p> <p>(2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台 の1箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚 的に認識させること。</p> <p>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台 の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行 し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。</p> <p>(4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこ と。</p> <p>2 講習指導員の数 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。</p> <p>3 使用車両 準中型車（貨物自動車に限る）を使用する。</p>	

2 危険を予測した運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より 広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法

	について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	準中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。
講 習 実 施 要 領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 観察学習及びコメンタリードライビングを行うこと。 また、観察学習についてのみ、複数講習又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、集団講習を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。</p> <p>(3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。</p> <p>(4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。 イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。</p> <p>2 講習指導員の数 観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記1(1)に基づく講習指導員数とする。</p> <p>3 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。</p>	

- ① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認するなどして行う。
- ② 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。

3 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。	
(2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。	
(3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。	
(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。	
2 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習	
特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行	

う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。

- ① 交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法
- ② 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義及び聴覚障害者標識の意義）

4 夜間の運転	
講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
<p>1 講習方法</p> <p>(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。</p> <p>(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。</p> <p>ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。</p> <p>イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る）講習方法により実施すること。</p> <p>なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。</p> <p>(4) 本講習については、次のことに留意すること。</p> <p>ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。</p>	

イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。

2 講習指導員の数

- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。	
(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。）	

ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。

- (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。

2 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

3 使用車両

準中型車講習にあつては、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

※ 普通車を使用した講習については、別添3 普通車講習指導要領によるものとする。

普通車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因のとらえ方	○ 交差点、カーブでの走行や駐車車両の側方通過等の危険場面を含む路上を走行させ、素早く危険場面をとらえる訓練をさせる。	○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、左記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。 この場合、②の外輪差の体感及び③の警音器の吹鳴の指導を実施するときは、補聴器を使用させないこととする。
(2) 起こり得る危険の予測	○ とらえた危険場面ごとに、危険を予測するための着眼点について指導し、顕在的危険と潜在的危険を予測させる。 ○ 受講者がどのような予測をしているか質問するなどして、理解度を把握するように心掛ける。	① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行う。 ② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。 また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させる。なお、準中型車講習において後退時の実技を実施するものは、本講習における後退時の実技を省略することができるものとする。
(3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、安全空間等を前もって選ばせる。 (複数の受講者を乗車させている場合) ○ 運転者以外の受講者に観察表に記録させるなどして、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」で効果的な討議が行えるよう準備させるとともに、情報のとらえ方や危険場面での対応の仕方について自分の運転と比較させて、よい部分を吸収させる。	③ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するようにして設置して、警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避する方法をとらせる。

2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。	<p>○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。</p> <p>① 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法</p> <p>② 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法</p> <p>③ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法</p> <p>④ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、普通車の意義及び聴覚障害者標識の意義）</p>
(2) 走行中の危険場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明するよう心がけること。	
(3) 起こり得る危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	
(4) より危険の少ない運転行動	○ 予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

3 高速道路での運転に必要な知識（講義）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 高速道路利用上の心得	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、高速道路の特徴及び施設の利用法、高速走行の特性、走行要領等について理解させる。	
(2) 走行計画の立て方	○ 自由度の少ない高速道路においては、燃料補給や適度な休憩を折り込んだゆとりある走行計画を立てるように指導する。	
(3) 本線車道への進入	○ 一般道路から、料金所、ランプウェイ等を通り、本線車道へ合流するまでの運転の流れを理解させる。	
(4) 本線車道での走行	○ 急ブレーキ・急ハンドルの回避トンネルやインターチェンジ付近の走行の仕方、追越しの仕方等について理解させる。	

(5) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から、減速車線、ランプウェイ等を通行して一般道路に流入するまでの運転の流れを理解させる。	
---------------	--	--

4 高速道路での運転に必要な技能（実技）

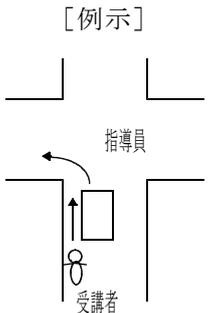
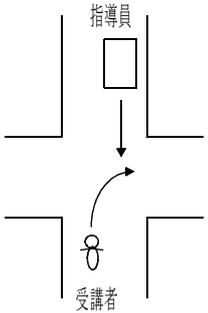
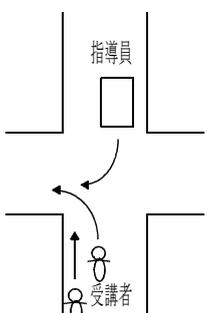
講習細目	指導要領	備考
(1) 高速走行前の車両の点検の仕方	○ 高速走行前に必要とされる点検の仕方を指導する。 ① 燃料の量 ② エンジンオイルの量 ③ 冷却水の量、漏れ ④ ファンベルトの張り具合、損傷 ⑤ タイヤの溝の深さ	○ 受講者の技量や交通状況等に応じて車線変更を積極的に行わせるなど施設を十分に活用すること。
(2) 本線車道への進入	○ 次の事項について指導する。 ① インターチェンジの通行 ② 料金所付近のマナーと心得 ③ 本線車道の車両の確認 ④ 加速車線での加速 ⑤ 本線車道へのなめらかな進入	
(3) 本線車道での走行	○ 次の事項について指導する。 ① 一定速度による走行 ② 走行車線での走行方法 ③ 車間距離の維持 ④ 車線変更 ⑤ 追越し ⑥ アクセルワークによる速度調節	
(4) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から減速車線、ランプウェイ等を通行させ、一般道路へ流入させる。 ① 減速車線での走行方法 ② エンジンブレーキの活用 ③ 一般道路に応じた速度での走行	

別添 4

大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因のとらえ方	○ 受講者は3人までとし、1人10分～15分程度の模擬体験走行を行う。	・運転シミュレーターを使用する。
(2) 起こり得る危険の予測	○ 運転シミュレーターの危険場面を体験させ、指導員の解説により危険予測の仕方を指導する。	
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数（3人以内）の受講者に交代で体験させる。 ○ 後部から他の受講者が行う運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させて、よい部分を吸収させる。 ○ 指導員が模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うか指導員は説明しないで、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」に役立てる。	・ディスカッション時に意見交換ができるよう、受講者に改善すべき点を見つけだしチェックしておくよう指導する。

2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。	・運転シミュレーター終了後に行う。
(2) 走行中の危険場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面及び指導員との運転の違いなどを抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明する。	
(3) 起こり得る危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解	

<p>イ 右折する場合</p> <p>ウ 左折する場合</p>	<p>○ 巻き込まれ防止 (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪車（実車）の内輪差を確認させる。 ・ 四輪車から見やすい位置に停止する。 ・ 左折する四輪車に接近しない。 <p>[例示]</p>  <p>○ 直進四輪車と右折二輪車 [例示]</p> <p>(方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (右直) と設定を逆にし、二輪車を受講者が運転し、四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。  <p>○ 対向右折四輪車又は並進する二輪車と、左折二輪車 (方法例) [例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左折する二輪車を受講者が運転し、右折する四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。 ・ 並進する二輪車を指導員が運転し、左折する二輪車を受講者が運転して、可能な限り場面を設定する。 
---------------------------------	--

(2) 交通の状況及び道路環境に応じた運転		
講習細目	指導要領	備考
(1) 速度調節	<p>○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、直線路、交差点及びその付近、カーブ、狭い道路等での速度の調節の必要性及び調節の仕方を指導する。</p>	

(2) 行き違い及び側方通過	○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、幅員の広い道路、カーブ、狭い道路、駐車車両等の障害物の側方通過時の安全な行き違い及び側方通過の仕方を指導する。	
(3) 追い越し及び追い越され	○ 周回、幹線コースの連続走行により、追い越しの判断、追い越しの方法、追い越され方を指導する。	
(4) 制動の時期及び方法	○ 周回、幹線コースの連続走行により、空走距離、制動距離及び周囲の交通状況に応じた安全かつ円滑な制動の必要性及び行い方を指導する。	
(5) 自由走行	○ 自主的な運転行動 連続する総合的な課題を法規に従って自主的に走行させる。 ・ 課題は受講者の希望を踏まえながら、3つ程度を必ず通過するように指導員が設定し、教示する。 (指導例) 「直線狭路コース」、「屈折コース」、「曲線コース」を通過するようコースを設定させる。	

別添 5

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 観察学習による講習及び、コメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察学習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。 また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習（集団講習可）を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 上記方法による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」（1時間）を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（講習と講習の間に他の講習を挟まないもの。）にコメンタリードライビングを行うもの。 イ 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの。</p> <p>2 講習指導員の数 観察学習、及び上記1(2)の方法による本講習及び講習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習を行うことができるものとする。 なお、上記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。</p> <p>3 使用車両 大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。</p>	

2 危険予測ディスカッション講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こりうる危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習方法	

- (1) 講習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあっては、講習項目1「危険を予測した運転」の講習方法における1(2)ア、イの方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。
- (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。
- (3) 本講習における講習指導員はできるだけ直前に行った実技に係る講習における講習指導員が引き続き行うこと。
- (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

3 夜間の運転	
講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報の捉え方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報の捉え方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。	
(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。	
ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。	
イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)	
ウ 本講習については、次のことに留意すること。 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯(大型旅客車講習のみ)させて行うこと(設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)	
(3) 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。	
ア 日没に近接した時間に行うこと。	
イ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うものであること(ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)	
ウ 本講習については、次のことに留意すること。	
○ 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。	
○ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。)を使用すること。 また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。	
2 講習指導員の数	
(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。	
(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。	
3 使用車両	

大型旅客車講習にあっては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあっては、中型自動車（バス型、11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあっては、普通自動車を使用すること。

4 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。

講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。	
(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの。 ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）	
(3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。	
2 講習指導員の数	
運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。	
3 使用車両	
大型旅客車講習にあっては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車講習にあっては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車講習にあっては、普通自動車を使用すること。	

5 身体障害者等への対応	
講習細目	指導要領
1 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応	教本、視聴覚教材等を用い、旅客となりうる子供、高齢者の行動を理解させるとともに、より安全な運転行動と対応を修得させる。
2 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応	身体障害者の特性を理解させるとともに、実習形式で車両へ身体障害者を乗車させる方法について修得させる。

講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 大型旅客車講習にあっては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客車講習にあっては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車講習にあっては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、施設内のコースその他の設備において実習形式により行うこと。	
(2) 講習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、講習指導員又は受	

講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

(3) 講習の一部（約20分以内）については、DVD等の視聴覚教材を使用した講習を行うことができるものとする（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。

2 講習指導員の数

講習指導員1名が6人以内の受講者に対し行うことができるものとする。

3 合同講習の方法

当該講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の合同講習を行うことができるものとする。

別添6

大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用に関する細目

第1 基本的留意事項

1 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び研究会を随時開催し、知識、技能等の向上に努めること。

なお、新しく講習指導員となる者については、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技能の習得を図ること。

2 講習の委託

(1) 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って実施すること。

(2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

(3) 講習は、要件を充足する講習指導員が行うとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

(4) 講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(5) 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうち、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託を解約することができるものとする。

(6) その他講習の適正な実施に必要な事項

3 講習施設等

大型二輪車講習及び普通二輪車講習は、二輪車用の運転シミュレーターを使用して行うこととなるので、二輪車用の運転シミュレーターを備えていること。

また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）における講習項目「5 悪条件下での運転」並びに大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における講習項目「4 悪条件下での運転」についても、事実上運転シミュレーター、スキッドコース又はスキッドカーを使用して行うこととなるので、適応した運転シミュレーター等を備えていること。

第2 講習実施上の留意事項

1 指定自動車教習所の教習との合同による実施

「指定自動車教習所の教習の標準について」（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第59号）に定められている「指定教習所の教習の標準」（以下「教習の標準」という。）のうち、それぞれ次に掲げるものに係る教習と合同で

行うことができるものとする。

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）

ア 「2 危険を予測した運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名8並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名21

イ 「3 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名1

ウ 「4 夜間の運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名9並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名22

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする。

エ 「5 悪条件下での運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名10

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする。

(2) 準中型車講習（普通自動車を使用した講習）及び普通車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の準中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名11及び普通免許・AT限定普通免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名13

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名1

ウ 「3 高速道路での運転に必要な知識」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名17

エ 「4 高速道路での運転に必要な技能」

教習の標準の準中型免許に係る技能講習の応用走行（第2段階）項目18及び普通免許・AT限定普通免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名14

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行
(第2段階) 項目名15

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階) 項目名1

ウ 「3 二人乗り運転に関する知識」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階) 項目名18

エ 「4 ケース・スタディ(交差点)」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行
(第2段階) 項目名13

オ 「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行
(第2段階) 項目名14

ただし、当該講習は、上記エ「4 ケース・スタディ(交差点)」と
オ「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を1時間行うこととなる
ので、効果的な教習及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を
行うよう配慮すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応
用走行(第2段階) 項目名9並びに普通第二種免許・AT限定普通第二
種免許に係る技能教習の応用走行(第2段階) 項目名10

ただし、観察教習(運転シミュレーターによる教習を含む。)及び本
項目及び教習の標準の学科教習の学科(二)(第2段階) 項目名18を3
時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング(同一の種類
の免許に係るものに限る。)に限るものとする。

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科(二)(第2段階) 項目名18

ウ 「3 夜間の運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応
用走行(第2段階) 項目名10並びに普通第二種免許・AT限定普通第二
種免許に係る技能教習の応用走行(第2段階) 項目名11

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする。

エ 「4 悪条件下での運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名11並びに普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名12

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする。

オ 「5 身体障害者等への対応」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（一）（第1段階）項目名17

(5) 第一種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名2、3

(6) 第二種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名19、20

2 指導員の資格要件

講習と教習を合同で行おうとする場合は、当該教習に係る免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に行わせること。

3 教本及び視聴覚教材

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

(2) 準中型車講習（普通自動車を使用した講習）及び普通車講習

危険予測ディスカッション、高速道路での運転に必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 教本

危険予測ディスカッション、二人乗り運転に関する知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

イ 視聴覚教材

二人乗り運転に関する知識の講習については、二人乗りに関する法規制の内容及び運転特性に係る知識等を内容とするものを使用すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

また、身体障害者等への対応については、身体障害者、子ども、高齢者等交通弱者の行動特性を理解した運転行動と対応等を内容とするものを使用すること。

(5) 応急救護処置講習

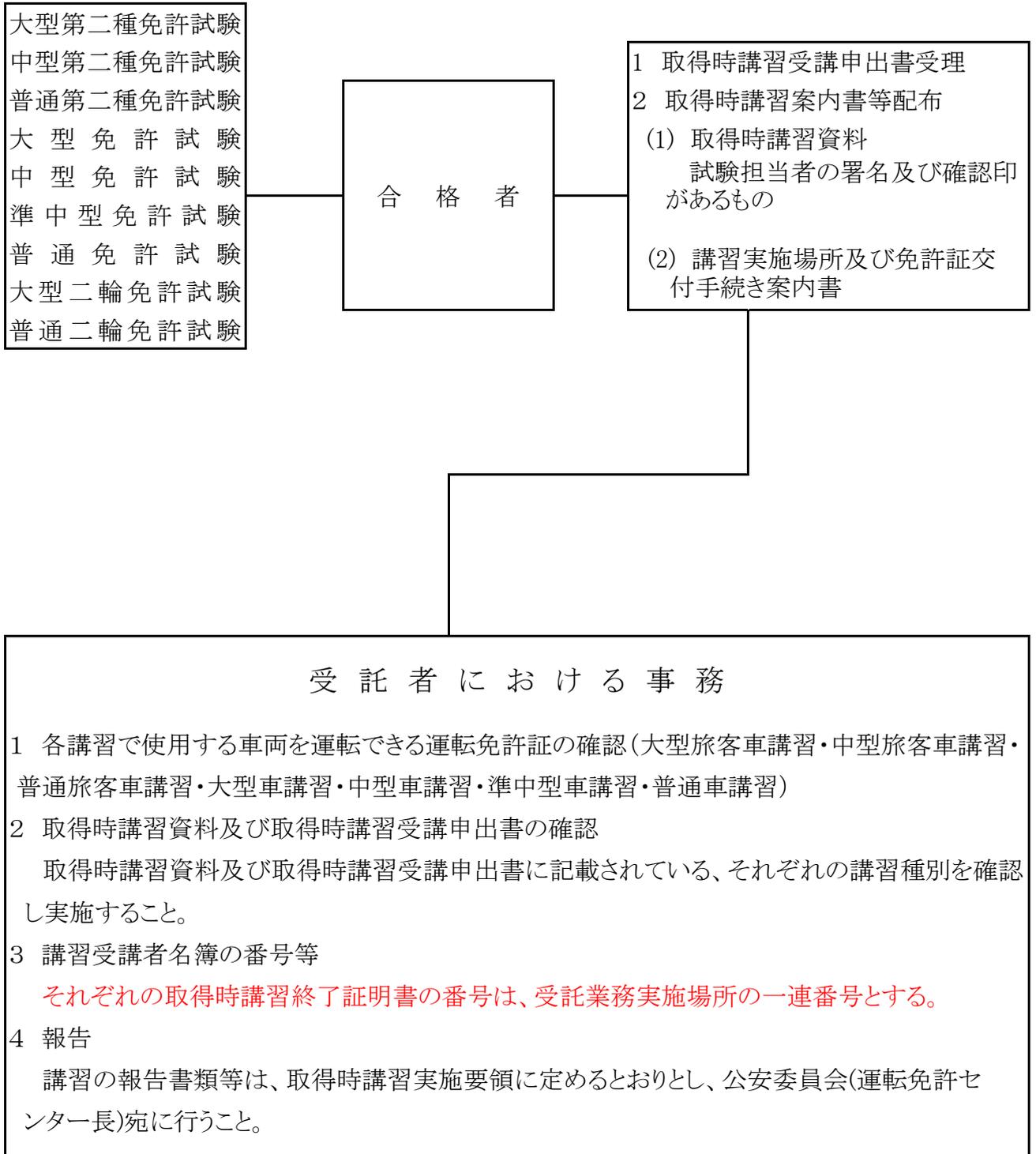
第一種免許に係る応急救護処置講習にあつては、運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（A E D）の使用、止血等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

第二種免許に係る応急救護処置講習にあつては、旅客自動車の運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（A E D）の使用、止血、固定、包帯の使用等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

取得時講習受講義務の免除者

講習種別	取得時講習免除者
○大型車講習 ○中型車講習 ○準中型車講習 ○普通車講習 ○大型二輪車講習 ○普通二輪車講習	<input type="checkbox"/> 指定自動車教習所の卒業証明書を有する者（技能検定を受けた日から起算して1年以内の者）。 <input type="checkbox"/> 免許の申請をした日から前1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した者。 <input type="checkbox"/> 免許を申請した日から前6ヶ月以内に該当する車種で運転できる外国の免許を受けた後、その国に通算して3ヶ月以上滞在していた者（外国免許切替は一種免許のみ取得可能）。 <input type="checkbox"/> 大型免許を取得しようとする者で、現に中型免許（8t限定を含む）、準中型免許（5t限定を除く）、中型二種免許又は普通二種免許を取得している者。 <input type="checkbox"/> 中型免許を取得しようとする者で、現に準中型免許又は普通二種免許を取得している者。 <input type="checkbox"/> 準中型免許を取得しようとする者で、現に普通二種免許を取得している者。 <input type="checkbox"/> 大型二輪免許を取得しようとする者で、現に普通二輪免許（小型限定を含む）を取得している者。
○大型旅客車講習 ○中型旅客車講習 ○普通旅客車講習	<input type="checkbox"/> 大型二種免許を取得しようとする者で、現に中型二種、普通二種免許を取得している者。 <input type="checkbox"/> 中型二種免許を取得しようとする者で、現に普通二種免許を取得している者。
○応急救護処置講習（一）	<input type="checkbox"/> 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許（小型限定を含む。）のいずれかを既に取得している者。 <input type="checkbox"/> 特定失効者として免許試験の一部免除を受けることができる者。 <input type="checkbox"/> 医師等の資格がある者。 （※医師等とは、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士・消防署等の救急隊員・日本赤十字社救急法指導員等）
○応急救護処置講習（二）	<input type="checkbox"/> 医師等の資格がある者（一種免許と同じ）。 <input type="checkbox"/> 大型二種免許を取得しようとする者で、現に中型二種、普通二種免許を取得している者。 <input type="checkbox"/> 中型二種免許を取得しようとする者で、現に普通二種免許を取得している者。

取得時講習実施要領の手引き



第1号様式

様式第15号の2(第17条の4関係)

取得時講習受講申出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

氏名		
生年月日	年 月 日 (歳)	
住所		
<small>講習日及び講習場所</small> 講習種別	※講習日	※講習場所
大型旅客車		
中型旅客車		
普通旅客車		
大型車		
中型車		
準中型車		
普通車		
大型二輪車		
普通二輪車		
応急救護処置(一)		
応急救護処置(二)		
原付		

- 注 1 受講する講習種別を○で囲んでください。
2 「氏名」欄、「生年月日」欄及び「住所」欄は、明瞭に楷書で記載してください。
3 手数料は、高知県収入証紙で納付してください。
4 ※印欄には、記入しないでください。

第3号様式

別記様式第二十二の十の五(第三十八条関係)

第 号

大型旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第7号に掲げる講習(大型旅客車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第4号様式

別記様式第二十二の十の五の二(第三十八条関係)

第 号

中型旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第7号に掲げる講習(中型旅客車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第5号様式

別記様式第二十二の十の五の三(第三十八条関係)

第 号

普通旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第7号に掲げる講習(普通旅客車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第6号様式

別記様式第二十二の十の二(第三十八条関係)

第 号

大型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第4号に掲げる講習(大型車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第7号様式

別記様式第二十二の十の二の二(第三十八条関係)

第 号

中型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第4号に掲げる講習(中型車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第8号様式

別記様式第二十二の十の二の三(第三十八条関係)

第 号

準中型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第4号に掲げる講習(準中型車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第9号様式

別記様式第二十二の十の二の四(第三十八条関係)

第 号

普通車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第4号に掲げる講習(普通車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第10号様式

別記様式第二十二の十の三(第三十八条関係)

第 号

大型二輪車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第5号に掲げる講習(大型二輪車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第11号様式

別記様式第二十二の十の二の三の二(第三十八条関係)

第 号

普通二輪車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第5号に掲げる講習(普通二輪車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第12号様式

別記様式第二十二の十の六(第三十八条関係)

第 号

応急救護処置講習(一)終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第8号に掲げる講習(応急救護処置講習(一))を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第13号様式

別記様式第二十二の十の六の二(第三十八条関係)

第 号

応急救護処置講習(二)終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第8号に掲げる講習(応急救護処置講習(二))を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高 知 県 公 安 委 員 会

第27号様式

年 月 日

高知県公安委員会 殿

受託者名

取得時講習実施報告書

1 取得時講習実施状況(月 日)

講習種別	件数	備考
大型旅客車		
中型旅客車		
普通旅客車		
大型車		
中型車		
準中型車 (普通免許保有者)		
準中型車 (普通免許非保有者)		
普通車		
大型二輪車		
普通二輪車		
応急救護(一)		
応急救護(二)		

(注) 種目ごとに終了証明書交付簿等を添付してください。

2 その他(該当するものに○)

- (1) 実施種目以外の種目については該当なし
- (2) 全て該当なし

第28号様式

年 月 日

高知県公安委員会 殿

受託者名

取得時講習実施報告書(月分)

1 取得時講習実施状況

講習種別	件数	備考
大型旅客車		
中型旅客車		
普通旅客車		
大型車		
中型車		
準中型車 (普通免許保有者)		
準中型車 (普通免許非保有者)		
普通車		
大型二輪車		
普通二輪車		
応急救護(一)		
応急救護(二)		

(注) 種目ごとに終了証明書交付簿等を添付してください。

2 その他(該当するものに○)

- (1) 実施種目以外の種目については該当なし
- (2) 全て該当なし

年 月 日

高知県公安委員会 殿

氏 名

高知県収入証紙納付書（運転免許関係）

納 付 額	¥		円			
納付の原因	試験手数料		限定解除審査手数料		普通二輪車講習手数料	
	〃（仮免許）		初心運転者講習通知手数料		応急救護処置講習手数料	
	免許証交付手数料（仮免許）		普通車講習手数料		応急救護処置（二）講習手数料	
	免許証再交付手数料（仮免許）		大型二輪車講習手数料		高齢者講習手数料	
	普通旅客車講習手数料		中型旅客車講習手数料		講習予備検査手数料	
	大型旅客車講習手数料		準中型車講習手数料			

はりつけ箇所

第30号様式

請求書

金額 円

ただし、 年 月分取得時講習受託料として

内 訳

業務種別	件数	金額
大型旅客車		
中型旅客車		
普通旅客車		
大型車		
中型車		
準中型車 (普通免許保有者)		
準中型車 (普通免許非保有者)		
普通車		
大型二輪車		
普通二輪車		
応急救護(一)		
応急救護(二)		
合計		

上記の金額を請求します。

年 月 日

高知県警察本部長 様

所在地
名称
代表者

振込先

銀行

店

当座・普通 口座番号
口座名義人

令和 年 月 日

高知県警察本部長 様

会社の所在地

会社名

担当者

印

電話

FAX

電子メール

「取得時講習業務委託」に関する質問書

質問事項

連絡先：高知県警察本部警務部会計課用度係 FAX番号 088-872-0868

又は電子メール：g003@police.pref.kochi.jp